

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月13日(木)午前9時08分から午前10時38分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員(12名)
農業委員 6名
推進委員 6名
4. 欠席委員(1名)
推進委員 1名
5. 議事日程
日程1 開会
日程2 会長挨拶
日程3 諸般事情報告
日程4 議事録署名委員の指名について
日程5 議第1号 山江村農用地利用集積計画(第10次)に対する意見決定について
日程6 議第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る
意見決定について
日程7 その他
日程8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長
事務局係長

の合計11件で案件の総面積は26,653㎡でございます。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の6ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。7ページをご覧ください。(申請内容について説明)。8ページから9ページまでに地籍図・現況写真を、10ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、申請者、担当農業委員、担当推進委員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明をさせていただきます。1月6日木曜日ですか、午前10時20分頃より貸し手の方、借り手の方、担当推進委員、事務局係長、そして私の5名で現地調査を行っております。(申請地所在について説明)。現在、畑作を作付けするだけのマルチを準備してありました。(申請者について説明)。大変、農業で頑張っていると思われれます。後継者がいるということで何の心配もないと思いますので、慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは、質疑がないようですので採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件10筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、新規設定1件10筆分についてご説明いたします。総会資料の11ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。12ページをご覧ください。利用権を設定する土地はご覧のとおりとなっております、10筆の総面積は5,121㎡でございます。期間は5年で、賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。13ページから14ページまでに地籍図・現況写真を、15ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては借り手の方、会長、担当推進委員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。1月6日9時頃より、貸し手の方は来られませんでした。借り手の方、事務局係長、担当推進委員、私の4名で確認を行いました。(申請地所在について説明)。(申請内容について説明)。今後、この方が耕作を継続的にされることが見込まれております。皆様方の審議をよろしく願います。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

6番農業委員 はい。田んぼの枚数は何枚ですか。筆数は10ぐらいですよ。

事務局係長 3枚ですね。

6番農業委員 はい。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 農業委員、推進委員の方、何かございませんか。質疑・意見等ございませんか。

3番農業委員 すみません、ちょっとお尋ねなんですけれども、(玄米の数量について質問)。

議長 (玄米の数量について説明)。

3番農業委員 合計で、てことですよね。1枚1枚の差はあるけれども。

議長 (合計の玄米数量について説明)。

3番農業委員 すみません、ありがとうございました。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 他に質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件10筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件10筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の16ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。17ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は5年で賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。18ページから19ページまでに地籍図・現況写真を、20ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の方、会長、担当推進委員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。1月6日8時50分頃より、貸し手の方、借り手の方、事務局係長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。約2年位前から口頭契約により借り手の方が耕作されていましたが、今回新たに、正式に耕作契約を結ぶこととなりました。賃借料につきましては、反あたり玄米で〇〇kg、〇俵です。合計の〇〇俵だということです。(借り手の方について説明)。今後も安定した耕作が続けられるんじゃないかと思います。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方から質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、質疑がないようですので採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定2件5筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

では説明に入ります前に、本件以降は農地中間管理事業を活用した集積計画となっております。21ページが農業公社を介した利用集積計画の一覧表となっておりますので、実際の受け手候補者につきましては右側の一覧表をご覧ください。それでは、2件5筆分について説明いたし

ます。本案件は貸し手が異なりますが、借り手候補者が同一であることと、実際は1筆で管理されていることから、一括して審議をお願いします。総会資料の22ページ・23ページをご覧ください。賃借権の申請に係る申請でございます。(申請人について説明)。1件目の利用権を設定する土地は、(申請地所在について説明)。続きまして、25ページが2件目となります。(申請地所在について説明)。期間はそれぞれ10年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。26ページから29ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては1件目の貸し手の方、担当農業委員、担当推進委員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員

それでは説明いたします。1月6日の10時40分より現地調査を行っております。立会人として、貸し手の方、担当推進委員、事務局係長、そして私の4名で行っております。(申請地所在について説明)。貸し手の方はもう何年も借り手の方と契約を行っておりまして、今度も農業公社を通して借り手の方に借りてもらったということでありまして、借り手の方は水稲や牛を経営されていますから、今後 牛を増やすということを書いてもらいました。以上、審議の程をよろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方の質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定2件5筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定2件5筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の30ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。31ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間が10年で支払いにつきましては、32ページ之物納承諾書の第3項のとおりとなっております。33ページから34ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請者、会長職務代理人、担当推進員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理人より補足説明をお願いします。

会長職務代理人 はい。それでは報告します。1月6日10時55分、貸し手の方、借り手の方、事務局係長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。現在、米を作った後で綺麗に管理はされております。貸し手の方が8反ほど米を作っておられて、ちょっと手が回らないということで、その時に借り手の方が昨年まで〇〇を作っておられて、ちょうど辞めた時に米を作りたいということで契約になりました。借り手の方も頑張っておられるということで、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは新規設定1件1筆分についてご説明をいたします。総会資料の35ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。36ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年で賃借料の支払いにつきましては37ページの物納承諾書の第3項のとおりとなっております。38ページから39ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、会長、担当推進委員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。

議長

1月6日9時50分頃より、貸し手の方、借り手の方、事務局係長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。この場所については、20数年前より現在の耕作者の父親の代から耕作をされていたということで口頭契約になっております。今回、正式に農業公社を通して契約を結ぶということであります。賃借料につきましては物納ということで玄米〇〇kgになります。現在の借り手の

方は牛を飼っておられまして、牧草と米をつくられているということでございます。今後もそういった形で進んでいくということでございます。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、使用貸借権の新規設定1件5筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、新規設定1件5筆分についてご説明いたします。総会資料の40ページをご覧ください。使用貸借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。41ページをご覧ください。利用権を設定する土地はご覧のとおりとなっております。合計5筆、総面積が4,936㎡でございます。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては使用貸借のため賃借料はございません。42ページから44ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請者、会長、担当推進委員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので私より補足説明を行います。

議長

1月6日10時頃より貸し手の方、借り手の方、事務局係長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。以前は、現在の借り手の方と違う人に貸していたが、作ったり作らなかったりということで畑が枯れあがっていたということでしたが、今回借り手の方に作っていただくということで、畑を荒らさないように使用貸借で利用権を設定したところであります。現在、写真のとおり牧草が植えてあります。今後も牛の飼料を作っていくということでございますので、荒れることはないんじゃないかと思えます。審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長

はい。6番農業委員。

6番農業委員

(資料写真の地番について質問)

事務局係長

(地番の訂正)

議長

6番農業委員、よろしいでしょうか。

6番農業委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件5筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件5筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明をいたします。総会資料の45ページをご覧ください。使用貸借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。46ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年で賃借料の支払いにつきましては、使用貸借のため賃借料はございません。47ページから48ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請者、会長、担当推進委員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明を行います。

議長 (申請地所在について説明)。この土地も20数年前から現在の借り手の方が作っておられました。今回は土地が荒れないように管理をしてくれということで、賃料が発生しない使用貸借でしてくれということでございます。20数年前から借り手の方が作っておられますので、今後ともそのまま作っていかれると思います。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方から、質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。ないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明をいたします。総会資料の49ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。50ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年で賃借料の支払いにつきましてはご覧のとおりです。51ページから52ページに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請者、会長、担当推進委員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。

議長 1月6日9時40分頃より貸し手の方、借り手の方、事務局係長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。場所は、先ほどの場所と変わりませんが、歩いて1分ぐらいの近くになります。この場所も20数年前より、現在の貸し手の方の父親の代から栗を作られていたということでございます。この土地も荒らさないように作っていただければということでしたが、反というよりも原案どおりの賃借料を双方で合意をしておられるということでございます。今後も借り手の方による栗の栽培が行われるんじゃないかと思えます。審議の程よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの、質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方からの質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑、意見等ないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明をいたします。総会資料の53ページをご覧ください。使用貸借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。54ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年で賃借料の支払いにつきましては、使用貸借のため賃借料はございません。55ページから56ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請者、会長職務代理人、担当推進委員と共に1月6日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理人より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理人 はい。それでは説明をします。1月6日11時過ぎ、貸し手、借り手の方、それと事務局係長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。貸し手の方は去年、一昨年まで米を作っておられたんですけど、猪と病気で稲刈りもできない状態だったということで、去年はそのまま、ほったらかしにしておられたそうです。借り手の方は、同じ地区の若手の農業者です。牛も飼っておられるということで、今回そこに牧草、牛のエサを作りたいということです。若手で薬草なども作っておられて頑張っておられるので、審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑

に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員からの質疑、意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑、意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

以上11件、全事案とも全員賛成となりましたので、議第1号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長

ここでお諮りします。ここで暫時休憩を挟みたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長

それでは再開時刻を10時10分とします。

(休憩) 9時57分

議長

全員お揃いですので、それでは議事を再開します。

(議事に切り替え) 10時05分

議長

次に日程6、議第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長

それでは、議第2号についてご説明をいたします。総会資料の57ページをお開きください。議第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について」農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第6条第4項並びに同法施行規則第2条の規定により、山江村長から意見を求められたので、この構想を定めることについて意見を求める。令和4年1月13日提出、山江村農業委員会会長。本案件につきましては、熊本県が農業経営基盤強化促進法に基づき作成する基本方針が変更されたことにより、それに即して各市町村が定めた基本構想も変更によるに伴う意見照会でございます。58ページがその照会文の写し、59ページの方がその構想の内容となっております。この基本構想は、認定農業者制度等の基準となり、効率的かつ安定的な農業経営を育成する目標となっております。今回の変更内容に関する説明については、産業振興課農政係の担当者が行います。以上でございます。

議長

それでは、事務局から概要説明がありましたので、変更の内容についての説明を産業振興課主幹お願いいたします。

産業振興課主幹

(変更の内容について説明)

議長

はい。それでは担当者からの説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思いますが、農業委員の方、推進委員の方、どなたでも結構ですので、只今の説明を聞いて何か気付いた点がありましたら、質問の方をよろしくお願いいたします。

(なしの声)

議長

これだけの資料を見て、今 質問というのも難しいとは思いますが、気付いた点でも結構ですので、ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

質問、ご意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑がないようでしたら、採決をしてよろしいでしょうか。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

では、質疑がないようですので、採決をいたします。議第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第2号につきましては、農業委員会の意見としては異議なしということで提出いたします。

議長

次に、日程7「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局係長

その他について説明。

議長

他に何かありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、次に日程8「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程9「閉会」に移ります。以上をもちまして、農業委員会1月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和4年1月13日(木)午前10時38分終了

議長_____

委員_____

委員_____